◎コロナ支援制度の申請が複雑という声を受け（税理士の方に相談を！）

いよいよ本県も厳しい局面になってきました。様々なご相談を受けるなか、また外回りをするなかで**「融資や雇用助成金の申請が複雑、中小企業では申請書類を自前で作成できないだろう」**との声を数か所で聞きました。

行政は商工会議所等を通じ周知している、相談窓口も設置しているとのことですが、先日金子参議と一緒に各団体からの聞き取りをした際に参議から**「各企業は税理士・会計事務所との繋がりがある。その方達を集めて制度の説明を行い企業支援を推進すべき」**との助言を頂きました。

私のその後の聞き取りでも必要性確認ができましたので所管部長と協議、**遅くとも来週初めまでには実施**されます。必要な方は制度活用を図られてください。今後も随時お知らせいたします。

※２ページ目 融資制度等もご参照ください

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大 別紙

雇用調整助成金　経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		（参考）リーマンショック時
	現行（一般的な場合）	緊急対応期間（４月１日から６月30日まで）感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（全業種）
生産指標要件（3か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月５%以上低下）	生産指標要件緩和（３か月５%以上低下）
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業)（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））	4/5(中小)、2/3(大企業)（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左＋上記対象期間	3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

出典：厚生労働省

コロナかも　と思ったらまず電話

発熱・せき・息切れ・強いだるさ（倦怠感）などの症状があり、新型コロナウイルスの可能性がある方は　まずお電話にてご相談ください

帰国者・接触者相談センター　**095-801-1712**（長崎市保健所内）

発行：前田哲也 〒852-8023 長崎市若草町 14-11　TEL095-840-9020　【HP】maetetsu.jp　FB【55 まえてつ！】

※まえてつ通信はご希望の方、ご支援頂いている方にお送りしています。メール配信（カラーPDF）ご希望の方はご連絡ください。

長崎県議会議員 前田哲也 通信<FAX／メール PDF>

まえてつ通信 3rd NO. 008-2/2 2020.4.3（金）

信じる、長崎力。

新型コロナウイルス感染症にかかる資金繰りに利用できる融資制度等

R2.3.30 経営支援課

県・公庫別	資金（制度）名	売上等融資要件	利率（%）	利率特例	融資限度額（万円）	償還期間（据置）	保証料率（%）	保証料率（%）特例
県	緊急資金繰り支援資金	○新型コロナウイルス感染症を要因として、売上が減少した県内全域の中小企業者 ※一般保証 最近1ヶ月の売上高、かつその後２ヶ月を含む３ヶ月間の売上高が減少見込み ※セーフティネット保証等の認定要件 ・セーフティネット保証（SN）４号 最近1ヶ月の売上高、かつその後２ヶ月を含む３ヶ月間の売上高が20%以上減少見込み ・セーフティネット保証（SN）５号 最近３ヶ月の売上高が5%以上減少 ・危機関連保証 最近1ヶ月の売上高、かつその後２ヶ月を含む３ヶ月間の売上高が15%以上減少見込み	1.30	―	10,000 （3,000万円をR2.3.19から拡大）	運転７年以内 （うち１年以内） ※R2.3.31～ 運転１０年以内 （うち２年以内） 設備１０年以内 （うち２年以内） ※危機関連は１０年以内 （うち２年以内）	（一般保証） 0.05 ～0.90	SN4号：0.05 SN5号：0.00 危機関連保証：0.05
公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付 （中小事業）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 （１）最近１ヶ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、５%以上減少 （２）業歴が３ヶ月以上１年１ヶ月未満の場合は、最近１ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して５%以上減少 ①過去３ヶ月（最近１ヶ月を含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高	1.11	0.21 10,000万円以下の分 当初３年間は▲0.9	30,000	運転１５年以内 （うち５年以内） 設備２０年以内 （うち５年以内）	―	―
公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付 （国民事業）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 （１）最近１ヶ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、５%以上減少 （２）業歴が３ヶ月以上１年１ヶ月未満の場合は、最近１ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して５%以上減少 ①過去３ヶ月（最近１ヶ月を含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高	1.36	0.46 3,000万円以下の分 当初３年間は▲0.9	6,000	運転１５年以内 （うち５年以内） 設備２０年以内 （うち５年以内）	―	―
公庫	新型コロナウイルス感染症 特別利子補給制度	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少 ※小規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他の業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下	―	当初３年間は、 中小　10,000万円以下 国民　3,000万円以下 は、特別利子補給によりゼロ ※申請方法、具体的な手続きは、今後、公表予定	―	―	―	―
公庫	衛生環境激変対策 特別貸付	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①最近１ヶ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。	1.91	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は1.01	別枠1,000 （旅館業は別枠3,000）	運転７年以内 （うち２年以内）	―	―
公庫	新型コロナウイルス 対策マル経	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げる。加えて、据え置き期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長する。	1.21	0.31 当初３年間は▲0.9	別枠1,000	運転７年以内 （うち３年以内） 設備１０年以内 （うち４年以内）	―	―

※融資にあたっては、各機関における審査があります。公庫の金利は、R2.3.10現在となっており、見直される場合があります。